

長野県内の照明器具のPCB使用安定器の保有に関する調査票

この調査票を **回答期限の令和 4 年 8 月 26 日 (金)** までに返送してください。

郵 送

本調査票に記入後、同封の返信用封筒（料金不要）でポストへ投函してください（なお令和 4 年 12 月 1 日以降に送付する場合は別途切手が必要です）。

又は

FAX 送信

本調査票に記入後、次の宛先へ送信してください。 FAX 番号(フリーダイヤル)
アクリーグ株式会社「長野県 PCB 使用安定器調査事務局」 **0120-99-9113**
(24 時間受付)

お問い合わせ窓口

長野県 PCB 使用安定器調査事務局
(アクリーグ株式会社内)

電話番号 (フリーダイヤル) **0120-48-5684** (土曜、休日、祝日を除く 9 時～17 時)



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく 電気工事業者 や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に御相談ください。また、記録等がある場合はそれを基にご記入ください。なお、既に建物を取り壊している場合でもご回答ください。

調査対象情報	調査対象はあなたが長野県内で所有又は入居等により借りている下記住所の全ての建物です。建築物に使用されている照明器具中の安定器についてお伺いしております。対象となる建物が取り壊され、照明器具も全て処分している場合、下記の設問 1 に「いいえ」とご記入のうえ、ご返送のほどよろしくお願ひいたします。		
調査対象住所			
管理番号		調査対象者名	

記入者情報	記入内容について問合せさせていただくことがありますので、必ず記入者名及び電話番号をご記入ください。		
記入年月日	令和	年	月 日 ()
記入者氏名			
記入者住所	〒		
事業所名称		記入者電話番号	

問 1 あなたが所有又は入居等により借りている建物の建築時期について教えてください。

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された建物には、**高濃度の PCB(毒性のある絶縁油)**が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問にご回答ください。

所有又は借りている建物の建築時期は昭和 52(1977)年 3 月以前である。	はい ・ いいえ(調査終了) (複数の建物をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)
---	---

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は裏面の問 2 へ。



問 2 あなたが所有又は入居等により借りている建物の用途について教えてください。

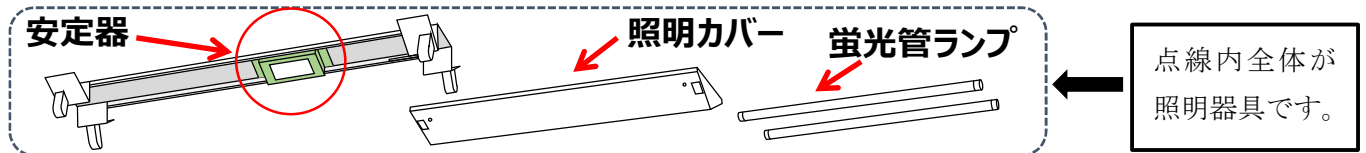
昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された**事業用の建物(工場、事務所、店舗、倉庫、事務所兼住宅や店舗兼住宅等)**や、**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分(エレベーターや機械室を含む)の照明器具の安定器**には PCB が使用されている可能性があります。また、現在廃業していても、過去に事業を実施していた場合は事業用の建物として PCB が含まれた安定器が使われている可能性があります。

<p>問 1 で「はい」と回答した物件は事業用の建物か共同住宅である。 (現在廃業していても事業用の建物に該当する場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合、建物の用途が不明の場合も「はい」に○を付けてください。)</p>	<p>はい ・ いいえ(調査終了) (複数の建物をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)</p>
--	---

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は問 3 へ。

問 3 照明器具の交換状況について教えてください。

照明器具とは、**蛍光灯ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。**



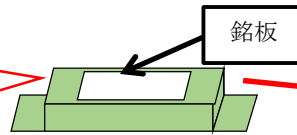
<p>問 2 で「はい」と回答した物件は、昭和 52 年 4 月以降に、全ての照明器具を交換し、処分している。 当てはまる回答に○を付けてください。 (全て交換済みであっても保管している照明器具や安定器があれば「いいえ」を選択してください。)</p>	<p>はい(調査終了) ・ いいえ (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまらないものがあれば「いいえ」に○を付けてください。)</p>
--	--

「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は問 4 へ。

問 4 安定器に PCB が含まれているかどうか教えてください。

問 3 で「いいえ」と回答した建物については、PCB が含まれている安定器が設置または保管されている可能性があります。同封の「資料2 安定器に PCB が含まれているかどうかを判別する方法」を参考にして必ず確認を行って下さい。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認

蛍光灯の安定器

<p>PCB が含まれた安定器を設置または保管している。</p>	<p>はい ・ いいえ (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)</p>
<p>「はい」の場合はおおよその個数を記入ください。</p>	<p>「はい」の場合 設置: 約 個、保管: 約 個</p>

問4で「はい」と回答した場合は、後日県から処分の方法や必要な手続き等についてご案内いたします。

以上で調査終了です。御協力ありがとうございました。

送付いただいた調査票は返却いたしませんので、提出前に写しをお取りください。